

公認競技会と 公認記録



公認競技会

陸上競技は、走る（歩く）、跳ぶ、投げるといった人間の本源的な動作の速さ、高さ、長さを競う競技である。そしてこの走る、跳ぶ、投げるといった動作を競う場面は、全国の至る所で行われ、その速さ、高さ、長さといった記録についても至る所で計測されている。

しかし、その記録がすべて陸上競技の公認記録として認められるわけではない。例えば、学校の校庭で行われる運動会で100mの記録が計測されたとしても、それが公認記録として認められることはない。

陸上競技の公認記録は、陸上競技の公認競技会でマークされた記録でなければならない。

1 公認競技会の条件

それでは、公認記録を出す前提となる公認競技会とは、どのような競技会であるのか。

本連盟は、2014年に「公認競技会規程」を制定した。その規程によれば、公認競技会の条件は、以下の8つである。

- ① 主催者（主催団体）が本連盟、または本連盟が公認競技会を主催する権利を委譲した団体であること。
- ② 原則として、参加競技者は本連盟登録会員規程に定める登録会員であること。
- ③ 本連盟競技規則に基づいて行われること。
- ④ 本連盟の公認に関する諸規程に合致した陸上競技場、室内陸上競技場、長距離競走路及び競歩路で行われること。
- ⑤ 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。
- ⑥ 管轄する加盟団体または協力団体の審査を経て、本連盟が定める方法により競技会開催前に本連盟に申請され、承認を受けた競技会であること。
- ⑦ 競技結果を本連盟が定める方法及び書式で競技会終了後定められた期日内に提出されていること。

そして、2019年には「道路競走競技会」においては、以下の各号を順守することを条件に、公認競技会を主催する権利を委譲するこ

とができるとした。

⑧ 道路競走競技会開催の条件とは

- ・医師を含む医務員を複数任命する
- ・緊急医療体制（AEDの配置を含む）を整備する
- ・競技者、競技役員に対して傷害事故、疾病事故等の保険に加入することである。

以下、これら①～⑧のうち、必要なものについて解説を加える。

2 公認競技会の主催者

(1) 公認競技会を主催する権利

日本陸上競技連盟は定款第5条第1項において、「WAに日本の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する」と規定されている。そしてそのWA競技会規則CR1.7において、「加盟団体は自国の競技会を認可することができる」としていることから、日本陸上競技連盟が日本で開催される陸上競技会を認可することが読み取れる。さらに定款第4条第7号に目的を達成するための事業として、「陸上競技の国際競技大会、日本選手権大会及びその他の競技会の開催に関すること」が規定されていることから、本連盟のみが日本における陸上競技会を開催すること、すなわち陸上競技の公認競技会を主催することができる解釈される。

ただし、これは条文からの解釈または類推適用であることから、今まで一般に理解しづらい側面があった。今回制定された「公認競技会規程」においては、このような解釈に委ねられていた部分が、条文で直接示されることとなっている。公認競技会規程第3条第1項において「公認競技会的主催は、国内において本連盟のみがその権利を有する」と規定された。

(2) 公認競技会を主催する権利の委譲

本連盟のみが陸上競技の公認競技会を主催する権利（以下「主催権」という）を有している。しかし、国内には、さまざまな地区、年代、レベルの競技会が数多くあり、それらすべてを本連盟が主催するのは不可能である。そのため、主催権を他の団体に委譲し、その団体が主催した競技会に限り、（他の条件を満たしていれば）公認競技会として認可をし、国内において広く公認競技会が開催されるような

仕組みとなっている。ただ、この主催権をやみくもに委譲するわけにはいかない。主催権を委譲する団体及びその範囲は、特定する必要がある。

「公認競技会規程」において、主催権を委譲されているのは、以下の団体である。

- ① 加盟団体（都道府県陸協）
- ② 加入団体
- ③ 地域陸上競技協会
- ④ 日本実業団陸上競技連合及びその下部組織
- ⑤ 日本学生陸上競技連合及びその下部組織
- ⑥ 日本マスターズ陸上競技連合及びその下部組織
- ⑦ 本連盟が出資・設立した法人

加盟団体である47都道府県陸協には、都道府県の陸上競技選手権大会及びその地域内での公認競技会を主催する権利が委譲される。

また、加盟団体であるということから、都道府県陸協については、本連盟の承認のもとで、全国規模の大会を開催することもできる。

加入団体とは、加盟団体である都道府県陸協に登録している団体であり、郡市区町村陸協や、その他の一般クラブがこれに該当する。

「加入団体」以外の上記①、③～⑦に対しては、本連盟が主催権を委譲しているのに対し、加入団体に対しては「加盟団体」が主催権を委譲している。このことは、加入団体の主催する公認競技会は、原則として、その対象は加入団体が登録している都道府県登録者に限られていることを意味する。また、このことから原則、加入団体は全国規模の競技会を主催することはできない。

地域陸上競技協会とは、北海道、東北、関東、東京、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10の陸上競技協会をいい、当該地域に所属する加盟団体をもって構成される（ただし、北海道陸協、東京陸協は加盟団体であると同時に地域陸協でもある）。地域陸協は、地域陸上競技選手権大会及び地域の競技会の公認競技会を主催する権利を委譲されている。

日本実業団陸上競技連合、日本学生陸上競技連合、日本マスターズ陸上競技連合は、下部組織とともに、それぞれ実業団、大学生、

マスターズの公認競技会を主催する権利を委譲されている。

これら3つの団体は本連盟の協力団体であるが、協力団体としてはその他に全国高等学校体育連盟（以下「高体連」という）、日本中学校体育連盟（以下「中体連」という）の2つの団体がある。しかし、この2つの団体に対して、本連盟は公認競技会を主催する権利を委譲していない。それは、高体連及び中体連は、総合体育団体であり、陸上競技のみを目的とする団体ではないからである。そこで、高体連及び中体連とその下部組織については、本連盟もしくは加盟団体（都道府県陸協）の主催のもとに公認競技会を開催することができるとしている。

公認競技会規程においては、本連盟が出資・設立した法人に対しても、公認競技会を主催する権利を委譲することが明確にされた。現在、それに該当する団体は、「東京マラソン」を主催する「東京マラソン財団」である。

(3) 公認競技会での主催の表記

公認競技会は、本連盟または主催権を委譲された団体が主催しなければ、開催できない。そのため、競技会要項やプログラム等の「主催」には、必ず本連盟もしくは主催権を委譲された団体が列挙されていないなければならない。

<全国規模の競技会の例>

日本陸上競技選手権 主催：日本陸上競技連盟

全日本実業団対抗陸上競技選手権 主催：日本実業団陸上競技連合

日本学生陸上競技対校選手権 主催：日本学生陸上競技連合

全国高等学校陸上競技対校選手権

主催：日本陸上競技連盟、全国高等学校体育連盟

全日本中学校陸上競技選手権

主催：日本陸上競技連盟、日本中学校体育連盟

(4) 公認競技会とはならない主催の表記

主催者の表記に関してしばしば問題となるのは、「共催」の扱いと、主催権を委譲された団体が加盟団体となっている体育協会や、構成団体となっている実行委員会等が主催のケースである。

「共催」に関しては、共に開催しているという意味で、主催者の一翼を担っているのではという解釈はあるけれども、本連盟として

は、主催者あつての共催者という見解をとっているので、主催権を委譲された団体が「主催」ではなく、「共催」に列挙されていた場合は、公認競技会にはならない。

次に、主催権を委譲された団体の上部団体が主催者となっている場合である。各自治体単位の陸上競技協会の多くは、その自治体単位の体育協会の加盟団体となっている場合が多い。また、近年のマラソンブームで、道路競走の競技会が数多く開催されている。その場合は多方面の協力が必要なため、実行委員会等の組織が起ち上げられることが多く、各自治体単位の陸上競技協会は、その実行委員会等の構成団体となっている場合が多い。このようなとき、体育協会や実行委員会のみが主催になっていただけでは、公認競技会にはならない。体育協会や実行委員会等自体に主催権はなく、あくまで主催権を委譲された団体が、主催に列挙されていなければならない。

ここで、公認競技会にならない場合、なりうる場合を例示する（○は公認競技会と認められる表記、×は公認競技会とは認められない表記）。

- × 主催：A市，A市体育協会
共催：A市陸上競技協会
- 主催：A市，A市体育協会，A市陸上競技協会
- × 主催：B県高体連
共催：B陸上競技協会
- 主催：B陸上競技協会，B県高体連
- × 主催：C市マラソン実行委員会
- ×→○ 主催：C市マラソン実行委員会
共催：C市陸上競技協会

前回の公認競技会規程の改定において3つの条件を遵守することを条件に主催権を委譲することが認められることとなった。

- ×→○ 主催：C市マラソン実行委員会（C市，C市教育委員会，C市体育協会，C市陸上競技協会）

3 参加競技者

(1) 日本陸上競技連盟登録会員

公認競技会規程第5条第1項には、参加競技者に関する規程があ

る。そこでは、「公認競技会には、本連盟登録会員規程に定める登録会員のみが競技者として参加できる」としている。

ここで登録に関して、簡単に説明しておく。「登録会員規程」第4条には登録の種類が規定されている。そこに記載されているのは、団体登録、個人登録、中学校登録、高校登録、大学登録、在外者登録である。ただし、ロードレース登録に関しては、まだ定められてはいない。それでは、登録の種類によって、どこの登録会員となるか、以下の表にまとめている。

	団体登録	個人登録	中学校登録	高校登録	大学登録
加入団体	◎				
中学			◎		
高校				◎	
大学					◎
都道府県陸協	○	◎	○	○	○
都道府県中体連			○		
都道府県高体連				○	
地区及び日本学連					○
日本陸連	○	○	○	○	○

この表で○はその団体の登録会員であることを示し、◎は所属団体の登録会員であることを示す。例えば、東京都のX高校で東京都高体連を通じて登録すれば、東京都高体連、東京陸協そして本連盟にその登録情報が送付されることから、所属名はX高校で、X高校の登録会員であると同時に、東京都高体連（陸上競技専門部）、東京陸協、本連盟の登録会員となる。

上記のいずれについても、都道府県陸協と本連盟には登録情報もたらされることから、登録をすることによって都道府県陸協及び本連盟の登録会員（登録競技者）となる。これらの登録による競技者のみが参加していれば、その競技会は公認競技会の要件を満たすことになる。逆に言えば、参加資格に登録競技者であることを明示しておけば、例えば、それが「東京陸協登録競技者」や「東京都高体連登録競技者」といったような記載であっても、「日本陸上競技連盟登録競技者」であり、公認競技会の要件は満たされる。

登録規定第4条に示されているように、大学登録の際には（1）卒業中学校所在地、（2）卒業高校所在地、（3）在籍している大学の所在地、（4）居住地のいずれかの都道府県を選択して個人登録するこ

とで、都道府県陸協に所属することができる。2022年度からは、主としてマネージャーなどを対象として、都道府県陸協に所属しない登録（都道府県表記は「学連」）が認められることになった。各競技会で登録都道府県の制限をしたい場合は、申込要項の参加資格などにその旨を記載し、周知する必要がある。（例：2025年度日本陸連登録者で、〇〇陸協登録者であること）

これ以外に、協力団体に関係する登録で、実業団登録とマスターズ登録というものがある。実業団登録をしている競技者については、一方で加入団体を通じ本連盟に団体登録または個人登録をしている。そのため、実業団登録を参加資格としている実業団連合主催の競技会であっても公認競技会の要件は満たされることになる。

2020年度よりマスターズ連盟に登録した全員に本連盟登録を義務付けたため、本連盟で定めている種目および競技方法で実施されているものは公認競技会の要件を満たされることになった。

（2）参加競技者に関する例外

原則として、公認競技会に参加できるのは本連盟登録会員であり、本連盟登録会員のみが参加競技者でなければ公認競技会の要件を満たすことにはならない。しかし、以下の競技者に関しては、登録会員でなくても公認競技会に参加することはでき、公認競技会の要件は満たされることになる。

① 道路競技会に参加する競技者

ここでいう道路競技会とは、TR55.1の道路競走で規定されている競技会を指し、クロスカンントリーとマウンテンレース、道路で行われる競歩競技、そして駅伝競走については含まない。公認の道路競技会を主催する団体は、非登録会員であっても参加をさせることは可能である。ただし、道路競走でマークされた非登録会員の記録は公認記録とならないことはいうまでもない。

② 小学生競技者

2023年度より日清食品カップ全国小学生陸上競技交流大会および都道府県大会（全国交流大会実施種目が対象）に出場する参加者は登録会員であることが必要になった。また、いくつかの加盟団体（都道府県陸協）においては小学生の登録を行っているところがある。小学生の登録は団体登録か個人登録で行

うが、普及の観点から非登録会員である小学生の参加を公認競技会に認めることとしている。

③ 主催者が認めた外国人競技者

外国人競技者は、一般的には、本連盟登録会員ではない。そのため、海外のトップアスリートを招待して競技会を行うような場合、そのような外国人競技者を例外としておかないと、その競技会は公認競技会の要件を満たさなくなってしまう。

ただし、外国人競技者（日本に居住し、本連盟の登録会委員になっている者を除く）に関してはCR1.7.2に書かれているように参加資格規則（The Eligibility Rules）第5条に従っている限り、「主催者が認めた」外国人競技者は、登録会員でなくても公認競技会に参加できることになる。

4 競技場及びコース

公認競技会規程第7条第1項では「公認競技会は、本連盟の公認に関する諸規程に合致した陸上競技場、室内陸上競技場、長距離競走路及び競歩路で行うものとする」とされる。

公認競技会規程で明確にされたのは、クロスカントリー競走、マウンテンレース、駅伝競走に関するコースに関してである。これらについてもそれぞれ TR56, TR57, 駅伝競走規準に合致したコースであれば、公認競技会を開催できると認めた点である（これらのコースについては、公認競走路としての申請も必要としていない）そのため、他の公認競技会の要件を満たしていれば、クロスカントリー競走、マウンテンレース、駅伝競走についても公認競技会として開催できる。

5 道路競走競技会の開催

近年のマラソン・ジョギングブームを反映して、各地で様々な道路競走競技会が開催されている。競技場内で行われる競技会と違い、一度に多くの競技者がスタートすること。コースが本部から遠く離れ、競技役員の目が十分に届かないこと、等が問題点として挙げられている。

競技者の万一の安全を考慮して競技会を開催、運営する必要がある

り、そのためには、

- ・医師を含む医務員を複数任命し、要所要所に救護所を設けたり、医務員自身が移動しながら競技者の健康観察を行い、緊急時には即対応できるようにすることが必要である。
- ・併せて、AEDの配置を含めて緊急医療体制を整備し、医療機関と連携を取りながら、緊急時に備えることが必要である。加盟団体によっては、日本赤十字社、消防署の協力を得ながら、競技役員を対象に救急救命講習やAEDの使用講習を実施し、競技役員の緊急時対応の意識や技能の向上に役立てられているところもある。
- ・競技者や競技役員に傷病事故や疾病事故が発生した場合に備え、各種保険に加入しておくことも必要である。

6 公認競技会の要項

(1) 要項のひな型

公認競技会を開催するにあたって、主催者は競技会の要項を作成し、参加競技者を募集する。それと同時に、要項には、その内容に基づいて競技会が運営されるという側面もある。そのため、要項の記載事項は、競技会にとって非常に重要な意味をもつ。

ここで、本連盟主催競技会の要項について、そのひな型を示す。競技会の規模や内容によっては、特に記載する必要のない事項もある。しかし、どのような事項を考慮する必要があるのか、参考にしたい。

《公認競技会の要項のひな型（日本陸連主催競技会）》

1. 主催	16. 表彰
2. 共催	17. 個人情報取り扱いについて
3. 後援	18. その他
4. 主管	(1) 正式な競技日程…
5. 特別協賛	(2) 競技中に発生した傷害…
6. 協賛	(3) ドーピングコントロール
7. 特別協力	(4) TUE 申請
8. 期日	(5) 未成年競技者
9. 場所（※ロードはコース）	親権者からのドーピング検査に対する同意書の取得
10. 種目	(6) …持ち込める物品の商標…
11. 参加資格	(7) 大会の映像…
（※ロードは制限時間等）	(8) 宿舍等
12. 競技規則	(9) 棒高跳用ポールの送付先
13. 参加料	について
14. 申込方法	19. 問合せ先
15. 欠場について	

※ 共催，特別協賛，協賛，特別協力等がない場合は，項番を繰り上げる。

《共通的な項目の記載例（日本陸連主催競技会）》

【ロードのコース】

〇〇コースこのコースは〇 km・・・〇 kmの記録が公認される。ただし、完走/完歩した競技者が対象。

【参加資格】

20xx年度日本陸上競技連盟登録者で、・・・日本国籍を有する競技者（日本で生まれ育った外国籍競技者を含む）

【競技規則】

20xx年度日本陸上競技連盟競技規則による。

【欠場について】

大会参加が認められた後に欠場する者は、本大会規程の欠場届（日本陸連ホームページ大会情報本大会要項）に必要事項を記入し大会前日までに本大会事務局へFAX（xx-xxxx-xxxx）またはメール送付すること。大会開催中は招集所に提出のこと。届けなく欠場した者は、本連盟及び加盟団体の主催・主管する競技会に出場を認めない処置を講ずることがある。

【個人情報取り扱いについて】

(1) 主催者及び共催者は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を順守し個人情報を取り扱う。なお、取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成及び作成、記録発表、公式ホームページその他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等のみに利用する。

(2) 本大会はテレビ放送及びインターネットで動画配信を行うことがある。

<※テレビ放映/インターネット配信を行う場合に入れる。>

(3) 大会の映像、写真、記事、個人記録等は、主催者、共催者及び主催者、共催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム、ポスター等の宣伝材料、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体に掲載することがある。

【正式な競技日程】

正式な競技日程及び競技注意事項等は、申込締切後に資格審査

を行い, xx月 xx日 (x) 以降, 日本陸連ウェブサイトに掲載する。

<https://www.jaaf.or.jp/>

【競技中に発生した傷害・・・】

競技中に発生した傷害・疾病についての応急措置は主催者側に行うが、以後の責任は負わない。

【ドーピングコントロール】

WAアンチ・ドーピング規程もしくは日本ドーピング防止規程に基づいて行われる。なお、本大会のドーピング検査では、尿又は血液(或いは両方)の採取が行われる。該当者は指示に従って検査を受けること。競技会時、ドーピング検査の対象となった場合、顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、顔写真が鮮明なパスポートコピーなどを持参すること。

【TUE申請】

禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は“治療目的使用に係る除外措置(TUE)”の申請を行わなければならない。詳細については、日本陸上競技連盟医事委員会のウェブサイト (<http://www.jaaf.or.jp/medical/index.html>),

または日本アンチ・ドーピング機構ウェブサイト (<http://www.playtruejapan.org/>) を確認すること。

【・・・持ち込める物品の商標の大きさ・・・】

競技者の衣類及び競技者が競技場内(練習場を含む)に持ち込める物品の商標の大きさは、競技会における広告及び展示物に関する規程(国内)による。←※国際大会は(国内)を外す。

【大会の映像・・・】

大会の映像は主催者及び共催者の許可なく第三者がこれを使用すること(インターネット上において画像や動画を配信することを含む)を禁止する。

(2) 公認競技会を開催するにあたっての要項のチェックポイント

公認競技会規程第9条には、「公認競技会を開催するには、管轄する加盟団体または協力団体の審査を経て、本連盟が定める方法により競技会開催前に本連盟に申請し承認を受けなければならない」と規定されている。

各都道府県陸協の加入団体、または協力団体の傘下の団体が公認競技会の開催を申請した場合、各都道府県陸協及び協力団体は、その競技会が公認競技会として認められるかどうかの審査を行う。競技会の要項は、その際の最も重要な審査資料となっている。要項上、公認競技会として認められるための重要な点は以下のとおりである。

- ① 「主催」に「日本陸上競技連盟」もしくは主催権を委譲された団体が列挙されているか。
- ② 参加資格に「日本陸上競技連盟登録者」であることが明記されているか。
- ③ 競技規則が「日本陸上競技連盟競技規則」に則っているか。
- ④ 会場もしくはコースが、駅伝等を除き、公認陸上競技場、公認室内陸上競技場、公認長距離競走路及び競歩路となっているか。

なお、②については、「3.参加競技者(1)」で示したとおり、各都道府県陸協登録者、各都道府県高体連・中体連登録者、日本学連（または地区学連）登録者といったことの明記でもかまわない。

公認記録

公認記録とは「本連盟が認めた記録をいう」と定義されている。

ここでは、公認記録となるための条件、公認競技会と公認記録との関係について解説する。

1 公認記録の条件

「公認記録規程」で定められた公認記録の条件は以下の4つである。

- ① 公認競技会で樹立された記録であること。ただし、クロスカントリー競走、マウンテンレース及び駅伝競走を除く。
- ② 競技者が本連盟登録会員であること。
- ③ 競技場で行われる種目は、事前に検定を受けている距離及び器具で実施されていること。
- ④ 競技会終了後定められた期日内に指定された方法で、本連盟に結果が申請されること。

※風に関する規程に抵触している記録は資格記録や最高記録として認められない場合がある。しかし、追風参考記録であってもWAのワールドランキングポイント制度では、記録が点数化されランキングに反映される。

2 公認競技会でも公認記録とならない場合

公認記録は、公認競技会でマークされた記録であるが、公認競技会でマークされた記録が、すべて公認記録となるわけではない。それを上記の公認記録の条件をもとに見ていくこととする。

(1) 公認競技会の種類に関して

公認記録の条件①の部分で、クロスカントリー競走、マウンテンレース、駅伝競走に関しては、それらが公認競技会であっても、そこでマークされた記録は公認記録とはならない。その主たる理由は、それらの競技会が行われているコースが公認競走路ではないためである。公認の駅伝競技会の10km区間での記録は、その競技会での記録（大会記録等）としては認められるが、10kmの公認記録とはならない。

(2) 公認競技会の参加者に関して

公認競技会においても、本連盟登録会員以外の競技者が参加できる場合がある。これに関しては前述の「公認競技会3. (2) 参加競技者の例外」に記載されている。

そこに記載のあるもののうち、道路競走の公認競技会に参加した非登録競技者と、登録者であっても、非登録者の部に参加した競技者の記録は、公認記録とは認められない。

(3) 公認陸上競技場に関して

公認陸上競技場で開催される公認競技会においても、公認記録が認められない場合がある。

まず1つは、事前に検定を受けていない距離で実施された記録である。例えば、50m、60m、80mといった距離に関しては、陸上競技場の検定の際にスタート地点が計測されておらず、マークやポイントがうたれていない。このような距離で競技を行う場合、技術総務、公式計測員等が巻き尺で計測をしてスタート地点を定めてはいるが、検定された距離でない以上、そこでマークされた記録は公認記録とは認められない。

もう1つは、事前に検定を受けていないレーンで実施された記録である。この主なものは、100mで向かい風が吹いている時に、逆走をしたり、バックストレートで競技を実施する場合である。ホームストレートの逆走やバックストレートの100mが事前に検定を受けている場合には問題はないが、もしこのような検定を受けていない陸上競技場で、そのような方法で競技を行った場合には、そこでマークされた記録は公認記録とは認められない。いずれの場合も、事前に施設用器具委員会の検定を受けたポイントやマークで行われたものが公認記録として認められる。

(4) 競技規則に関して

公認競技会は本連盟競技規則に則って開催されなければならない。そのため、競技規則に記載されていない規格の器具を用いて実施された種目の記録については公認記録と認定されない。

ジャベリックボール投やジャベリックスロー等、競技規則に規定されていない投てき物を用いての競技、小学生用のハードルといった、競技規則とは異なる規格で実施される競技の記録がこれにあた

る。また、未登録者が混在するレースやフィールド競技なども公認記録とは認定されない。登録者と未登録者の種目や組を分けて行うことが求められる。

○公認記録と認められない具体例を以下に示す。

- ・トラック競技の場合、競技者の中に日本陸連に登録をしていない競技者がいる場合、その競技の記録は公認記録とはならない（未登録者が参加する場合は、種目や組を分けること）。

例 男子100m1～5組、男子100m（非公認）1～3組

- ・施設用器具委員会の検定を受けていない用器具を使用した競技種目。

例 検定品では無い小学生用ハードル行われた競技

検定品では無いジャベリックボールで行われた競技

マスターズの重量投

- ・400mまでのレースでクラウチングスタートとスターティングブロックを使用していない場合。

例 小学生の競技会でスターティングブロックを使用しない競技者がいる場合

- ・距離や検定していない競技場のマークから競技を行った場合。

例 100mなどの逆走

300mHの検定を行っていない競技場での競技

- ・TR9男女混合の競技に関するルールで行われていない場合

3 公認記録が認められる種目・距離について

2024年4月から公認記録規程が改正され、第4条に公認記録になる種目を公認種目とすることが定められた。また公認種目に関してはCR34.10で記載されることになった。従って競技会でCR34.10で定められていない種目を実施しても、公認記録にならない（CR34.10参照）。

4 世界記録、日本記録が認められる種目

それでは、世界記録または日本記録が認められる種目とはどの種目か。これについては CR32～CR36 に記載がある。それをまとめたものが下記の表である。

なおエリア記録（アジア記録）が認められる種目は、世界記録が認められる種目と同じである。

2026年1月1日より世界記録と U20 世界記録として公認される種目に以下の種目が追加される。

種目		男子	女子	U20 男子	U20 女子	計時方法
競歩 競技	ハーフマラソン (トラック)	○	○	—	—	写・手
	ハーフマラソン (道路)	○	○	—	—	写・手・ト
	マラソン (トラック)	○	○	—	—	写・手
	マラソン (道路)	○	○	—	—	写・手・ト

2026年1月1日より日本記録と公認記録として認められる種目に以下の種目が追加される。

種目		男子	女子	公認 男子	公認 女子	計時方法
競歩 競技	ハーフマラソン (トラック)	○	○	—	—	写・手
	ハーフマラソン (道路)	○	○	—	—	写・手・ト
	マラソン (トラック)	○	○	—	—	写・手
	マラソン (道路)	○	○	—	—	写・手・ト

<世界記録, U20世界記録が認められる種目>

	種目	男子	女子	U20 男子	U20 女子	計時方法
競走競技	50m	○	○	—	—	写
	60m	○	○	○	○	写
	100m	○	○	○	○	写
	200m	○	○	○	○	写
	200m sh	○	○	○	○	写
	400m	○	○	○	○	写
	400m sh	○	○	○	○	写
	800m	○	○	○	○	写
	800m sh	○	○	○	○	写
	1,000m	○	○	○	○	写・手
	1,000m sh	○	○	○	○	写・手
	1,500m	○	○	○	○	写・手
	1,500m sh	○	○	○	○	写・手
	1 マイル	○	○	○	○	写・手
	1 マイル sh	○	○	○	○	写・手
	2,000m	○	○	—	—	写・手
	3,000m	○	○	○	○	写・手
	3,000m sh	○	○	○	○	写・手
	5,000m	○	○	○	○	写・手
	5,000m sh	○	○	○	○	写・手
	10,000m	○	○	○	○	写・手
	1 時間	○	○	—	—	写・手
	3,000m 障害	○	○	○	○	写・手
ハードル競走	50 m ハードル	○	○	—	—	写
	60 m ハードル	○	○	○	○	写
	100 m ハードル	—	○	—	—	写
	110 m ハードル	○	—	○	—	写
	400 m ハードル	○	○	○	○	写
フイールド競技	走高跳	○	○	○	○	—
	棒高跳	○	○	○	○	—
	走幅跳	○	○	○	○	—
	三段跳	○	○	○	○	—
	砲丸投	○	○	○	○	—
	円盤投	○	○	○	○	—
	ハンマー投	○	○	○	○	—
混成競技	やり投	○	○	○	○	—
	五種競技 sh	—	○	—	○	写
	七種競技	—	○	—	○	写
	七種競技 sh	○	—	○	—	写
競歩競技	十種競技	○	○	○	○	写
	3,000m	—	○	—	—	写・手
	5,000m	○	—	—	—	写・手
	10,000m	—	○	○	○	写・手
	10km	—	—	○	○	写・手・ト
	20,000m	○	○	—	—	写・手
	20km	○	○	—	—	写・手・ト
	30,000m	○	—	—	—	写・手
	35,000m	○	○	—	—	写・手
	35km	○	○	—	—	写・手・ト
	50,000m	○	○	—	—	写・手
	50km	○	○	—	—	写・手・ト
道路競技	道路競走 1 マイル	○	○	—	—	写・手・ト
	5km	○	○	—	—	写・手・ト
	10km	○	○	—	—	写・手・ト
	ハーフマラソン	○	○	—	—	写・手・ト
	マラソン	○	○	—	—	写・手・ト
	50km	○	○	—	—	写・手・ト
	100km	○	○	—	—	写・手・ト
リレー競走	ロードリレー 42.195km	○	○	—	—	写・手・ト
	4 × 100m	○	○	○	○	写
	4 × 200m	○	○	—	—	写
	4 × 200m sh	○	○	—	—	写
	4 × 400m	○	○	○	○	写
	4 × 400m sh	○	○	—	—	写
	4 × 400m 男女混合*	○	○	—	—	写
	4 × 400m sh 男女混合*	○	○	—	—	写
	4 × 800m	○	○	—	—	写・手
	4 × 800m sh	○	○	—	—	写・手
	4 × 1,500m	○	○	—	—	写・手
	ディスタンスメドレー	○	○	—	—	写・手

*男女混合種目 (ユニバーサル種目)

公認審判員

公認競技会と公認記録

競技会役員

トラック競技

フイールド競技

＜日本記録と公認記録として認められる種目＞

種目	男子	女子	U20 男子	U20 女子	U18 男子	U18 女子	日本記録 計時方法	公認 男子	公認 女子	公認記録 計時方法
競走競技	50 m	○	○	—	—	—	写	○	○	写・手
	55 m	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	60m	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	100m	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	150 m	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	200m	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	200m sh	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	300m	○	○	—	—	—	—	○	○	写・手
	300m sh	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	400m	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	400m sh	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	500m	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	500m sh	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	600m	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	600m sh	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	800m	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	800m sh	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	1,000m	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	1,000m sh	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	1,500m	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	1,500m sh	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	1 マイル (T)	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	1 マイル (T) sh	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	2,000m	○	○	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	2,000m sh	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	3,000m	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	3,000m sh	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	2 マイル	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	2 マイル sh	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	5,000m	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	5,000m sh	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	10,000m	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	15,000m	○	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	1 時間	○	○	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	2,000m 障害	—	—	○	○	○	写・手	○	○	写・手
	3,000m 障害	○	○	○	○	○	写・手	○	○	写・手
ハードル競走	50m ハードル	○	○	—	—	—	写	○	○	写・手
	55m ハードル	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	60m ハードル	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	100m ハードル	—	○	—	○	—	写	○	○	写・手
	110m ハードル	○	—	○	—	○	写	○	○	写・手
	300m ハードル	—	—	○	○	○	写	○	○	写・手
	400m ハードル	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
フィールド競技	走高跳	○	○	○	○	○	—	○	○	—
	棒高跳	○	○	○	○	○	—	○	○	—
	走幅跳	○	○	○	○	○	—	○	○	—
	三段跳	○	○	○	○	○	—	○	○	—
	砲丸投	○	○	○	○	○	—	○	○	—
	円盤投	○	○	○	○	○	—	○	○	—
	ハンマー投	○	○	○	○	○	—	○	○	—
	やり投	○	○	○	○	○	—	○	○	—

	種目	男子	女子	U20 男子	U20 女子	U18 男子	U18 女子	日本記録 計時方法	公認 男子	公認 女子	公認記録 計時方法
混成競技	五種競技 sh	—	○	—	○	—	○	写	○	○	写・手
	七種競技	—	○	—	○	—	○	写	○	○	写・手
	七種競技 sh	○	—	○	—	○	—	写	○	○	写・手
	八種競技	—	—	—	—	○	—	写	○	○	写・手
	十種競技	○	○	○	○	—	—	写	○	○	写・手
競歩競技	3,000m	—	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	3,000m sh	—	○	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	5,000 m	○	○	—	○	—	○	写・手	○	○	写・手
	5,000m sh	○	—	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	5km	—	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	10,000m	○	○	○	○	○	—	写・手	○	○	写・手
	10km	○	○	○	○	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	15,000m	—	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	15km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	20,000m	○	○	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	20km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	30,000m	○	—	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	30km	○	—	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	35,000m	○	○	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	35km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	男女混合競歩リレー※	—	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手・ト
	50,000m	○	—	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	50km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
道路競技	1 マイル (R)	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	5km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	10km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	15km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	10 マイル	○	—	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	20km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	ハーフマラソン	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	25km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	30km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	マラソン	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	50km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	100km	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
	ロードリレー*	○	○	—	—	—	—	写・手・ト	○	○	写・手・ト
リレー競技	4 × 100 m	○	○	○	○	○	○	写	○	○	写・手
	4 × 200 m	○	○	—	—	—	—	写	○	○	写・手
	4 × 200 m sh	○	○	—	—	—	—	写	○	○	写・手
	100+200+300+400m	—	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手
	4 × 400 m	○	○	○	○	—	—	写	○	○	写・手
	4 × 400 m sh	○	○	—	—	—	—	写	○	○	写・手
	4 × 400 m 男女混合*	○	○	—	—	—	—	写	○	○	写・手
	4 × 400 m sh 男女混合*	○	○	—	—	—	—	写	○	○	写・手
	4 × 800 m	○	○	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	4 × 800 m sh	○	○	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	4 × 1,500 m	○	○	—	—	—	—	写・手	○	○	写・手
	ディスタンスメドレー	—	—	—	—	—	—	—	○	○	写・手

5 U20世界記録と U20 日本記録, U18 日本記録

2016年度の競技規則の改正において、年齢区分の表記が変更となった。従来、「ジュニア」と呼ばれていたのが U20（アンダー20）、「ユース」と呼ばれていたものが U18（アンダー18）と表記されるようになった。

TR3によれば、U20は「競技会が行われる年の12月31日現在で18歳あるいは19歳の競技者」、U18は「競技会が行われる年の12月31日現在で16歳あるいは17歳の競技者」と定義づけられている。

注意点としては、競技会当日の年齢ではなく、当該年12月31日時点の年齢で判断が必要なことである。また U20 の記録の扱いに関しては、下限の概念を適用しない。つまり満18歳未満の競技者がマークした記録であっても U20 記録として認められている。

もうひとつ U20 日本記録に関して注意することがある。日本においては4月1日現在の年齢で学齢が定められているのが通常であるため、U20に相当するかどうかは学年のみでは判断できない（U18についても同様）。大学2年生でも、場合によっては U20 に相当する競技者も存在する。そのため、記録が出そうな競技会では、競技者の生年月日のチェックも重要な主催者の職務となってくる。

TR3において U18 の定義がされているが、CR31において「U18 世界記録」というものは設定されていない。しかし WA のウェブサイト上では、U18 世界最高記録（U18-World Best Performance）が紹介されている。

日本においては、2017年度より「U18 日本記録」が制定された。日本においては U18 陸上競技大会が開催されているためであり、過去に対象年齢の競技者がマークした記録を調べて設定したものである。

U18 陸上競技大会の種目の設定にあたっては、ハードルの規格、投てき物の規格等で「日本記録」や「U20 日本記録」と異なるものがある。対象競技者の中には、U18 日本記録で設定規格よりも厳しい規格（より高いハードルやより重い投てき物）で、よい記録をマークしている場合がある。設定されている規格よりも条件の厳しい規格でマークされたものについては、それを U18 日本記録として認定している。

6 世界記録、日本記録が認められるための要件

公認競技会において、日本記録または世界記録を上回る記録がマークされたとする。公認競技会でマークされた公認記録であるから、直ちに日本記録または世界記録として公認されるかということ、そうではない。

その記録が日本記録または世界記録として正式に認められるためには、日本記録または世界記録としての要件を満たす必要がある。それについては CR31 及び CR36 に規定されており、これをまとめたのが次ページの表である。

各種目に該当する要件をすべて満たしていることが認定されたときに、はじめて世界記録、日本記録として公認されるのである。

逆に言えば、従前の世界記録または日本記録を上回り、公認記録として認められているにもかかわらず、世界記録もしくは日本記録とならない場合があるのは、これらの要件のうち1つでも満たされていないものがあるためだと、ご理解いただきたい。

なおエリア記録（アジア記録）が認められるための要件は、世界記録が認められるための要件と同じである。

（付録：世界記録、日本記録が認められるための要件参照）

2024年にWAはWRk対象競技会に申請された競技会で達成された記録のみをナショナルレコードとして認めることと発表した。したがって、WRk対象競技会に申請をしていない競技会で達成された日本記録については、国際競技会では日本記録として認知されないこととなった（2つの日本記録が存在する場合があります）。国内においては、今まで通りWRk対象競技会に申請していない競技会で達成された記録も、本連盟の競技規則で行われた場合は日本記録として認定する。ただし、海外の競技会で達成された記録については、WRk対象競技会に申請された競技会の記録のみを日本記録として認定する。

<世界記録・アジア記録・日本記録が公認されるための要件>

※世界記録・アジア記録はワールドランキングコンペティションで達成された記録であること (TR11.1〔国際〕)

【トラック競技】

○…必須／―…なくてもよい

要件	根拠規則	世界記録	世界記録 sh	U20 世界記録
WA 競技規則の適用	CR31.1	○	○	○
WA（アジア陸連）への公式な記録申請	CR31.6	○	○	○
WA のクラス 2 以上の施設であること	CR31.12.1	○	TR41 ~ 43	○
判定写真とゼロコントロールテストの写真提出	CR31.7.3	○	○	○
ドーピングコントロールテストの実施	CR31.3.5	○	○	○
CR31.14.1 で定められた計時方法	CR31.14.1	○	○	○
写真判定装置の使用（800m（4 × 200m リレー、4 × 400m リレー）を含むおよび混成競技）	CR31.14.2	○	○	○
SIS に連結されたスターティングブロックを使用（400m（4 × 200m リレー、4 × 400m リレー）を含むまで）	CR31.14.5	○	○	―
非機械的風速計の使用（200m を含むまで）	CR31.14.3	○	屋外、距離による	○
個人種目で 3 名以上、リレー種目で 2 チーム以上の参加	CR31.1	○	○	○
男女混合種目ではないこと（TR9 に適用外あり）	CR31.1,TR9	○	○	○
競歩種目は少なくとも 3 人の WA ゴールドまたはシルバークラスの競歩審判員が審判を務める	CR31.19	○	○	○

* オリンピック種目のみ

【フィールド競技】

○…必須／―…なくてもよい

要件	根拠規則	世界記録	世界記録 sh	U20 世界記録
WA 競技規則の適用	CR31.1	○	○	○
WA（アジア陸連）への公式な記録申請	CR31.6	○	○	○
WA のクラス 2 以上の施設であること	CR31.12.1	○	TR41 ~ 43	○
ドーピングコントロールテストの実施	CR31.3.5	○	○	○
非機械的風速計の使用	CR31.17.2	○	屋外のみ必須	○
個人種目で 3 名以上の参加	CR31.1	○	○	○
計測方法（鋼鉄製巻尺、または高度計で計測し、3 人の審判員が確認。または、科学計測装置で計測）	CR31.17.1	○	○	○
投てき物の再検査	CR31.17.4	○	○	○

* オリンピック種目のみ

U20 世界記録 sh	アジア記録	アジア記録 sh	U20 アジア記録	U20 アジア記録 sh	日本記録	日本記録 sh	U20・U18 日本記録	U20・U18 日本記録 sh
○	○	○	○	○	国内適用のルールもある			
○	○	○	○	○	本連盟への申請が必要			
TR41 ~ 43	○	TR41 ~ 43	○	TR41 ~ 43	国内適用のルールもある			
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○*	―	―	―
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
―	○	○	―	―	―	―	―	―
屋外、距離による	○	屋外、距離による	○	屋外、距離による	―	―	―	―
○	○	○	○	○	―	―	―	―
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	JRWJ 3 人以上	JRWJ 3 人以上	JRWJ 3 人以上	JRWJ 3 人以上

U20 世界記録 sh	アジア記録	アジア記録 sh	U20 アジア記録	U20 アジア記録 sh	日本記録	日本記録 sh	U20・U18 日本記録	U20・U18 日本記録 sh
○	○	○	○	○	国内適用のルールもある			
○	○	○	○	○	本連盟への申請が必要			
TR41 ~ 43	○	TR41 ~ 43	○	TR41 ~ 43	国内適用のルールもある			
○	○	○	○	○	○*	―	―	―
屋外のみ必須	○	屋外のみ必須	○	屋外のみ必須	―	―	―	―
○	○	○	○	○	―	―	―	―
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○

【ロード競技】

○…必須／…なくてもよい

要件	根拠規則	世界記録
WA 競技規則の適用	CR31.1	○
WA（アジア陸連）への公式な記録申請	CR31.6	○
ドーピングコントロールテストの実施	CR31.3.5	○
個人種目で3名以上、リレー種目で2チーム以上の参加	CR31.1	○
CR31.14.1 で定められた計時方法	CR31.14.1	○
競歩種目は少なくとも3人のWA ゴールドまたはシルバーレベルの競歩審判員が審判を務める	CR31.19	○
コースの自転車計測（WA/AIMS 計測員 A 級または B 級）	CR31.20.1 CR31.21.1	○
コースの条件（セパレーション・レベレーション） ※道路競歩は1周 1km 以上 2km 以下	CR31.21.2 CR31.21.3 CR31.20.2	○
レース当日のコース確認（WA/AIMS 計測員により 設営が正しくなされているか確認）	CR31.20.3 CR31.21.4	○
コースの再計測（A 級 1 人含む 2 人以上で計測され、 当日うち 1 人が設営確認を実施した場合は不要）	CR31.20.4 CR31.21.5	○

*オリンピック種目のみ

※ロードレースの途中計時については、記録がみとめられることがあるので、CR31.20.5、CR31.21.6を確認のこと。

※国外で日本記録（U20・18を含むショートトラックでの日本記録）を上回るか同等の成績を記録した場合には、本連盟事務局に即時連絡すること。

U20 世界記録	アジア記録	U20 アジア記録	日本記録	U20・U18 日本記録
○	○	○	国内適用のルールもある	
○	○	○	本連盟への申請が必要	
○	○	○	○*	—
○	○	○	—	—
○	○	○	○	○
○	○	○	JRWJ 3 人以上	JRWJ 3 人以上
○	○	○	国内適用のルールもある	
○	○	○	○	○
○	○	○	—	—
○	○	○	—	—

追風参考記録は公認記録か否か

「200m以下のトラック競技、及び走幅跳、三段跳で2mを超える追風が吹いている場合、その記録は追風参考記録となる」というのは陸上競技において、かなり一般的なものと理解されている。

では、その競技規則上の根拠条文はどこにあるのだろうか。これについてはCR31.14.3、CR31.17.2がそれに相当すると考えられている。

CR31.14.3では、「200m以下の屋外記録は、（中略）風速の報告が必要である。平均秒速2mを超える風力が走る方向へ吹いたと測定された場合、記録は認定されない」となっている。問題は、下線を引いた「記録」が何を指すかである。CR31は「世界記録」を扱っている条文であり、この「記録」は記録一般の

ことではなく、世界記録についてである。

追風が2mを超えた場合、世界記録（〔国内〕CR37日本記録）として認定されないことは条文上確認できたが、はたして公認記録としては扱われないのであろうか。

世界記録や日本記録の延長線上で考えると、高校記録、中学記録、そして大会記録等としては認定できないし、追風参考記録をもって他の競技会の資格記録とすることもできないであろう。

しかし、要件を満たしている公認競技会でマークされた記録は原則として公認記録である。もし追風参考記録を非公認記録とすると、不都合な問題が生じる。

記録で次のラウンドの進出者を決定する場合や、タイムレースで順位を決定する場合、風については考慮していない。追風参考記録であっても、タイムのよい者が次ラウンドに進出した

り、上位の順位となる。追風参考記録が非公認記録とすると、公認記録と非公認記録が比較されるということになり、追風参考記録の方が記録がよければ非公認記録の方が順位が上になるということで、公認競技会の中で矛盾が生じることになる。これは走幅跳の TOP8 の決定や、順位決定についても同様である。

このように考えていくと、2m を超える追風のもとでマークされた記録については、公認記録ではあるけれども、参考記録として区別され（公認記録規程第3条①）、各種の歴代最高記録（世界記録、日本記録、大会記録等）、ランキング記録、そして他の競技会参加のための資格記録とすることはできない。このような解釈をするのが妥当ではないだろうか。

道路競走競技会における留意点

公認記録の扱い

道路競走競技会においては、公認競技会で登録者と未登録者が混在して競技を行うことが認められている。しかしながら当然その中で本連盟登録会員の記録のみが公認記録となる。道路競走競技会においては、グロスタイム（スタートの号砲からフィニッシュまでの時間）とネットタイム（スタートラインを通過した時からフィニッシュまでの時間）が表示されることがよくあるが、公認記録となるのはグロスタイムのみである。一方で、大規模大会ではスタート位置によって大幅にタイムが異なることから、世界的には、エリートを除く一般ランナーに対してネットタイムを大会の正式タイムとして採用するレースが増えている状況である。

技術的にグロスタイムとネットタイムの両方計測することが可能であることから、公認記録としてはグロスタイムを適用するが、主催者の判断でネットタイムを各大会への参加資格記録として認めたり、エリートを除く一般ランナーの表彰に利用する等、有効活用しても構わない。

ウェーブスタートの実施

日本国内では一斉スタートが主流のスタート方式であるが、大規模大会における一斉スタートの問題点として、特に速度の異なるランナーが一斉にスタートすることによる転倒事故の危険性や、スタート直後の混雑によるタイムロスを挽回する為に一般ランナーが無理なペースで走ることで、怪我や心肺停止等のリスクを高める等の問題が挙げられる。海外ではニューヨークシティマラソンやボストンマラソンは参加者を何組かに分け、時間をずらしながら出走させるスタート方式であるウェーブスタート（時差スタート）を採用しており、国内においても本方式による運営を認めている。また、記録については、ウェーブごとにグロスタイムとネットタイムを計測することとする。

記録公認申請の方法

国内で行われる各種競技会の記録公認は、原則として日本陸上競技連盟（以下、「本連盟」という。）が行う。また、本連盟はすべての記録を保管する義務を有するので、加盟団体、協力団体が主催する競技会の記録は、本連盟に対して公認申請をする必要がある。

本連盟が主催する競技会及び日本実業団陸上競技連合（以下、「日本実業団」という。）並びに日本学生陸上競技連合（以下、「日本学連」という。）が主催する競技会のように、即時公認記録となる場合でも、公認申請が必要となる。

主管となる加盟団体あるいは協力団体は、すべての記録を競技会終了後7日以内（後述のワールドランキング対象競技会の場合24時間以内）に本連盟へ提出しなくてはならない。

1 記録公認の申請

(1) 公認申請の方法

競技会終了後速やかに、本連盟競技運営委員会に申請する。競技運営委員会より指示を受けたシステムで申請を行う。2025年度に限り、電子申請に対応できない場合、競技運営委員会が指定するメールアドレスに必要な書類を、添付ファイルで送付しても良い。

- ・申請先 日本陸上競技連盟エントリーシステム（Webサイト）
- ・申請方法 書類での申請をなくし、電子システムのみに変更
※約1年間の猶予期間を設定 書類送付ではなく、
メール添付方式で送付
- ・必要書類 トラック種目（予選・準決勝・決勝記録表）、フィールド種目の記録表、混成競技の記録表（各種目の記録表含む）
⇒全競技の全試技がわかるもの

(2) 公認申請の際の留意点

- 1 記録用紙は本連盟が定めている様式を参考にする（CR25.4国内）参照）。
- 2 出場した競技者の所属団体名、登録陸協名は必ず記載する。
所属団体名は会員登録時に登録した加入団体名もしくは略称で

設定したものを記載する。

- 3 風の関係する種目の「風力」や2日以上に渡る競技会では各種目の実施日等の記入を忘れないこと。
- 4 ハードルの高さや投てき物の重さを必ず記入する。
- 5 外国で出された記録に関しては、本人またはその所属するチーム担当者が当該種目の記録表または写しを提出する。

2 日本新(タイ)記録の申請

(日本記録・日本記録(sh)・U20日本記録・U20日本記録(sh)・U18日本記録・U18日本記録(sh))

日本新(タイ)記録の申請は記録公認申請と同様、本連盟主催大会では、記録は即時公認される。加盟団体、協力団体等が主催する大会で、日本記録と同じか上回る記録が出た場合は、トラック & フィールド及び道路競技は日本記録・日本タイ記録申請書(JAAF-30)で申請する必要がある。

(1) 本連盟が主催する競技会、日本実業団並びに日本学連の主催する競技会の場合

- ① 記録は即時公認となる取扱いとは次の通りとする。
 - (a) 同じラウンドでは、従来の日本記録を基準としてその記録と同じか上回るすべての記録が日本記録となる。
 - (b) 前のラウンドで新たに複数の日本記録が出た場合は、その記録の中で最高のものが日本記録となっているので、次のラウンドではその記録と同じか上回る記録のみが日本記録となる。※この場合のラウンドとはトラック、フィールド共に、予選・決勝などの各々をさす。
- ② 日本実業団、日本学連はその主催する競技会で日本記録が出た時は直ちに本連盟に通知し、その後速やかに必要書類(下記(2)と同じ)を提出する。

(2) 前記(1)以外の競技会の場合

- ① 競技会終了後当該加盟団体が速やかに下記の書類を添付して、本連盟に日本記録公認を申請する(〔国内〕CR37日本記録参照)。

・日本記録・日本タイ記録申請書(JAAF-30)

- ・競技会プログラム（訂正済みのもの）
- ・当該種目の全記録表（予選から決勝までの全記録）
- ・トラック競技で写真判定装置が使用された場合は、その判定写真。

② 国外の競技会の場合は、本人またはその所属するチーム担当者が当該種目の記録表または写しと、主催者発行の記録証明書を提出する。

(3) 提出先

日本陸上競技連盟競技運営委員会（本連盟事務局）

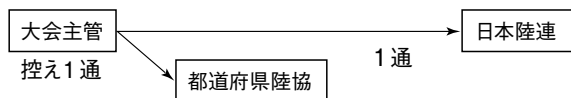
(4) 申請にあたっての留意点

- 1 競技会時の最新の日本記録を基準に、その記録と同じか上回った記録のすべてを日本記録として申請する。
- 2 同じ競技会で同一人が同種目で複数回樹立した場合もラウンドが異なっていればすべて申請する。
- 3 U20・U18日本新（タイ）記録申請については、競技者の生年月日を必ず記入すること（TR3.1, TR3.2参照）。
- 4 800mまでの日本記録は本連盟承認の写真判定装置によって記録された時間だけが申請できる（CR31.14.2参照）。
- 5 日本記録（オリンピック種目のみ、U20・U18, ショートトラックは含まない）が樹立された場合、ドーピング検査を24時間以内に受ける必要がある。主催者は本連盟事務局員にただちに電話連絡を行い、ドーピング検査の実施方法について確認する。
（医師：「競技会ドーピング検査（ICT）の手順参照」）

① 加盟団体・協力団体



② 加入団体等



3 申請の流れ

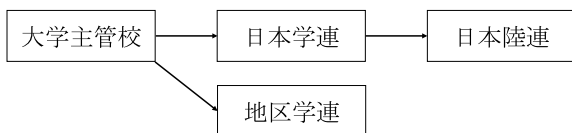
記録公認申請・日本記録申請の方法は、以下(1)(2)のように大会主管団体により異なるので注意を要する。各々競技会終了後、速やかに送付すること。

- (1) 47加盟団体、協力団体、加入団体（郡市町村陸協等）

記録公認申請書は、都道府県陸協を通じて、日本陸連に行うものとする。

- (2) 日本学生陸上競技連合

各種大会を主管した大学は日本学連と地区学連に記録を報告し、日本学連は日本陸連に申請する。



4 ワールドランキング対象競技会制度

WAは東京2020大会より、世界選手権やオリンピックの出場枠は、参加標準記録に加え、ワールドランキングにもとづき出場資格を与えている。標準記録の設定は近年、著しく高くなっており、ワールドランキングで出場資格を得る競技者は全体の約半数を占めることが想定されている。

2023年より WAは WRk対象競技会制度を導入した。記録をワールドランキングや世界大会に向けた標準記録の対象とするには、国際競技規則に準じた競技会で、遅くとも大会開催60日前までに WAによるオンライン認証を受け、記録は遅くとも競技終了24時間以内に WAに提出することが必要となった。

国内では地域、地区、ブロック大会以上を WRk対象競技会の申請必須と位置付けているが、都道府県選手権や記録会等でも要件を満たしていれば申請は可能。日本選手権や世界大会を狙えるトップレベルの競技者が出場を予定している、またはそのような競技者の出場を促したい主催者は WRk対象競技会申請をお願いしたい。

U20世界選手権やユニバーシティゲームズの参加標準記録も WRk 対象競技会の記録が必要であるため、高校生や大学生にも WRk 対象競技会の出場機会提供が求められる。

ワールドランキングコンペティション定義1(a)～(e)および2(a)～(e)に該当する競技会では〔国際〕適用が必須である。

国内で実施される多くの WRk 対象競技会（ワールドランキングコンペティション定義3(a)および3(b)に該当する競技会）は一部を除いて国内規則での運用で問題ない。ただし WRk 対象競技会では、投てき物は「本連盟検定品かつ WA 認証品」である必要があるため注意が必要である（TR32.1）。そのため、大会主催者は競技場備え付けの投てき物の WA 認証品リストを作成し、WA 認証番号、規格・色を記載する。また、同時申し込み（TR4.3）についても注意が必要である。〔国内〕では走高跳および棒高跳では事前に申告すれば、競技者不在の際に無効試技扱いできるが、WRk 対象競技会ではパス扱いしなければならない。記録に関わる部分でも制限があり、透過式計測器を使用してもアジア記録以上が出れば鋼鉄製巻尺で計測しなければならない。また競技場について、E カテゴリー以上の競技会はクラス2の認定が必要であるが、F カテゴリーであれば国内公認競技場で開催することができる。道路競技のコースは WA 認証が必要。競歩では WA 競歩審判（ゴールドレベルまたはシルバーレベル）を3名以上配置しなければならない。さらに、4×400mR 男女混合チームの走順は、男子-女子-男子-女子とする。

現在、WRk 対象競技会は本連盟公認審判員のみで競技会を開催できることになっているが、WA は早ければ2026年から WRk 対象競技会の審判長・主任は WA レフェリーブロンズ以上の資格者が務めることが義務化することを検討している。コンチネンタルツアーブロンズ以上の競技会では資格者が確保され次第、WA レフェリー資格者を配置することを求めている。トラック競技、スタート、跳躍競技、投てき競技それぞれに資格者の審判長・主任が必要であり、同時開催する種目数に応じて資格者が必要になる。

競技会運営上や記録申請上の留意点、申請にかかる費用については今後も随時改訂が見込まれるため、詳細は本連盟ウェブサイト (<https://www.jaaf.or.jp/news/article/17327/>) に掲載している。

競技会記録公認申請書(記載例)

公益財団法人 日本陸上競技連盟

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

西暦
×××× 年 ○○月 △△日

申請者 ◇◇ ◇◇ 印

申請者住所 東京都▲▲区□□×-×-×

下記の通り競技会を開催いたしましたので、同封のトラック競技予選・準決勝・決勝記録表、リレー予選・準決勝・決勝記録表、走高跳・棒高跳記録表、走幅跳・三段跳記録表、砲丸投・円盤投・ハンマー投・やり投記録表、新記録申請書各1部及び正誤訂正済みのプログラム1部を添付の上、記録公認を申請いたします。

(なお、記録表を印刷したもので、上記記録表に代えることができる)

記

1. 競技会の名称 : ○○○○陸上競技大会

コード

×	×	○	○	□	▽	▽
---	---	---	---	---	---	---

2. 主催者 : ▲▲ 陸上競技協会

3. 競技場 : □□ 陸上競技場

コード

○	○	□	□	△	△
---	---	---	---	---	---

4. 開催日 : ××××年 ○○月 ◇◇日(日)～ 月 日()

5. ハードルと投てきの規格

ハードル競技			投てき競技			
男子110mH	男子100mH	男子80mH	男子砲丸投	男子円盤投	男子ハンマー投	男子やり投
レ 106.7cm/9.14m	83.8cm/8.50m	70.0cm/7.0m	レ 7.260kg	レ 2.000kg	レ 7.260kg	レ 800g
99.1cm/9.14m			6.000kg	1.750kg	6.000kg	700g
91.4cm/9.14m			5.000kg	1.5000kg	5.000kg	
			4.000kg	1.000kg		
女子100mH		女子80mH	女子砲丸投	女子円盤投	女子ハンマー投	女子やり投
レ 83.8cm/8.50m		70.0cm/7.0m	4.000kg	1.000kg	4.000kg	600g
76.2cm/8.50m			2.720kg			
76.2cm/8.00m						

*実施した種目にチェック(レ)してください

(JAAF-28.2016/02)

日本記録・日本タイ記録申請書 A（トラック個人種目）

日本陸上競技連盟競技規則により、次の記録を申請する。

※ 該当するすべての項目の□にしるしをつける。日付は西暦。

☐ 男子	☐ 女子	種目名	☐ WRk
☐ 日本記録	☐ 日本タイ記録	☐ U 20	☐ U 18
1. 記 録		風向風力 +・－ m	☐ 室内
フリガナ		生年月日	登録都道府県
2. 氏 名			
年 月 日			
所属団体正式名		JAAF ID (確認できれば記入)	
3. 競 技 会 名		コード	
4. 記録した日		年 月 日	
5. 競 技 場 名		コード	

※ 以下の確認した項目・該当するすべての項目の□にしるしをつける

6. 競技場・施設用器具について、私は以下のことについて確認した。

- ☐ この競技場が日本陸上競技連盟の公認競技場である
- ☐ 競技場のすべての施設用器具が日本陸上競技連盟競技規則に則るものであり、正しく使用された

技術総務自署

JAAF ID

7. 競技会運営・実施について、私は以下のことについて確認した。

- ☐ (☐ 写真判定装置 ☐ 手動計時で使用したストップウォッチ) が正しく作動し、計測された
- ☐ 風向風力計が正しい位置に設置され、正しく作動し、計測された
- ☐ 競技が日本陸上競技連盟競技規則に則り、正しくおこなわれた
- ☐ これは混成競技の中で記録されたものであるが、スタートや風向風力など単独種目の条件を満たしている

トラック競技審判長自署

JAAF ID

スタート審判長自署

(任命されている場合)

JAAF ID

混成競技審判長自署

(混成競技の場合)

JAAF ID

総 務 自 署

JAAF ID

8. 私は上記すべてについて正しいことを確認し、以下の書類を添付して申請する。

- ☐ 大会プログラム ☐ 当該レースの全記録 (風向風力・ハードルの規格などを記入した)
- ☐ 判定写真 (トラック競技審判長・写真判定員主任・写真判定員の3名がサインした)
- ☐ ゼロコントロールテスト写真
(トラック競技審判長・スターター・写真判定員主任・派遣されていればJTOがサインした。装置のメーカー名・品番が明記されている)
- ☐ (手動計時の場合) 計時順位判定表・計時記録判定表

☐ ドーピング検査の依頼をした。(オリンピック種目のみ。 U20/18・ショートトラックは不要)

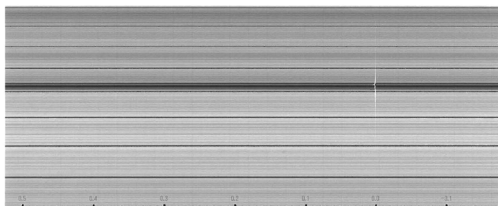
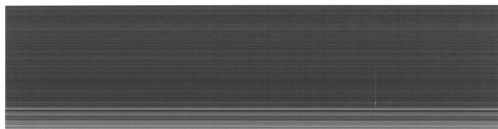
依頼日 年 月 日 / 実施日 年 月 日

記録申請日 年 月 日

加盟団体名/協力団体名

代表者自署

(JAAF-30A.2025/4)

タイム
0.000

トラック審判長:

署 名

スターター主任:

署 名

写真判定主任:

署 名

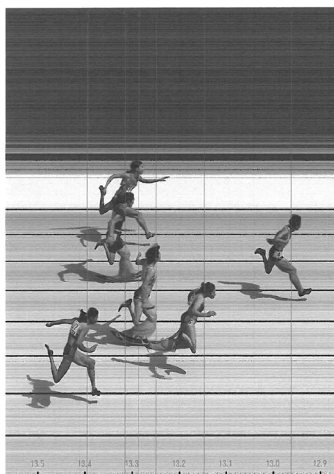
NISHI
NMF1000

ゼロコントロールテスト結果

S/N:NMF1000 -070 ○○○ 陸上競技場

一般

100H 女子 準決

風力 スタート日時
+1.2m/s 2019/9/1 13:05

順位	レーン	No.	タイム
1	4	122	12.961
2	6		13.146
3	5		13.248
4	2		13.285
5	3		13.314
6	7		13.394
7	8		13.657

トラック審判長:

署 名

写真判定員主任:

署 名

写真判定員:

署 名

競技会名 :

女子 ウォームアップ[®] レース1 0 0 mH

リザルト

審判長:
記録主任:

世界記録(WR)	12.20	ケンドラ・ハリソン(アメリカ合衆国)	2016.7.22
日本記録(NR)	13.00	金沢 イボシヌ(佐田建設)	2000.7.16
日本記録(NR)	13.00	寺田 明日香(バソナグループ)	2019.8.17

9月1日 13:05 決 勝

決 勝

順位	レーン	ナンバー	氏名	カナ	所属地	所属	(風:+1.2)	
							記録	コメント
1	4	122			JPN		12.97	NR
2	6	125			JPN		13.15	
3	5	124			JPN		13.25	
4	2	126			JPN		13.29	
5	3	123			JPN		13.32	
6	7	127			JPN		13.40	
7	8	121			JPN		13.66	

凡例 NR:日本記録



Application for an Asian Record ROAD RUNNING EVENT

This form must be completed and dispatched within 30 days of the World Record performance (cf: Technical Rule 31.6) to:

WORLD ATHLETICS

6-8 Quai Antoine 1er, BP 359, MC 98007 Monaco Cedex
carlo.de-angeli@worldathletics.org

APPLICATION IS HEREBY MADE FOR THE RATIFICATION OF THE FOLLOWING RECORD, IN SUPPORT OF WHICH THE BELOW INFORMATION IS SUBMITTED: *(Please type or use block capitals, tick where appropriate.)*

APPLICATION DATA			
Event (e.g. 10km, Marathon):	Marathon	☐ Men	☐ Women ☒ Women Only
Record Time Claimed (e.g. 41:13, 2:03:38):	2:20:29		
Full Name of Athlete:	ICHIYAMA Mao		
Country of Athlete:	Japan		
For Relay Events, the full names of all team members, in the order of running:			
Name of Competition:	Nagoya Women's Marathon 2020		
Date of Event:	08 March 2020	Time of Event:	9:10
City / Course:	Nagoya		
Country:	Japan		

RESULTS OF COMPETITION			
	Name	Country	Result
1 st :	ICHIYAMA Mao	JPN	2:20:29
2 nd :	ANDO Yuka	JPN	2:22:41
3 rd :	RIONORIPO Purity Cherotichi	KEN	2:22:56

STARTER	
I certify that the start of the race was in accordance with World Athletics Rules.	
Starter:	Hideaki Ohmura
Signature:	署名

FULLY AUTOMATIC TIMING (if applicable)	
Make of Timing Device:	
Official Time Recorded:	
Chief Photo Finish Judge:	
Signature:	

TRANSPONDER TIMING (if applicable)	
Type and Make of Transponder:	R-bies RT Tag
Official Time Recorded:	2:20:29
Chief Transponder Timing Judge:	Akihisa Itou
Signature:	署名

HAND TIMING (if applicable)			
I, the undersigned official timekeeper of the event mentioned on this form, do hereby certify that the time set opposite my signature was the exact time recorded by my watch and that the watch used by me has been certified and approved by my National Federation.			
Time:		Name:	
Signature:			
Time:		Name:	
Signature:			
Time:		Name:	
Signature:			
I confirm that the above Timekeepers exhibited their watches to me and that the times were as stated.			
Chief Timekeeper or Referee:			
Signature:			

COURSE			
I, an "A" or "B" grade WA/AIMS approved course measurer, hereby certify that I have measured the course over which this event was held.			
Measured Race Distance:	42.195km		
The start and finish points of the course, measured along a theoretical straight line between them, are not further apart than 50% of the race distance.	☒ Yes	☐ No	
The decrease in elevation between the start and finish does not exceed one in a thousand, i.e. 1m per km.	☒ Yes	☐ No	
Measurer:	Hideaki Karikomi	Qualification:	
Signature:	署名		

VALIDATION			
I, an "A" or "B" grade WA/AIMS approved course measurer in possession of the complete measurement data and maps, certify that the course measured was the course run by the athlete.			
Measurer:	Yoshitaka Kuwahara	Qualification:	B Grade
Signature:	署名		

DOPING CONTROL

I, a member of the Doping Committee for the Competition, certify that a sample for a doping test was obtained in accordance with World Athletics Rules from the above-mentioned athlete in my presence and dispatched to the following accredited laboratory:

NOTE: For relays, samples must be obtained from ALL members of the team.

Date and Time of Doping Sample Collection:	08 March 2020 13:47
Testing Laboratory:	Tokyo
Doping Control Officer:	Hiroe Horinouchi
Signature:	署名

GUARANTEE BY REFEREE

I hereby certify that all the information recorded on this form is accurate, that the officials conducting the Competition were duly qualified and that the appropriate World Athletics Competition Rules were complied with.

Referee:	Kazumi Sakurai
Signature:	署名

THE FOLLOWING MUST BE ENCLOSED WITH THIS APPLICATION

The printed programme of the Competition, the complete results of the event including the Photo Finish and Zero Test image in the case of a record where Fully Automatic Timekeeping was in operation, Judges' Score Sheet, Official Results, Measurement and Re-measurement Report, Doping Control Form.

Additional Information for Historical Purposes

Weather Conditions:	Rainy , 8.7°C at Start		
Intermediate Times:	Indicated on the Results		
If available:	☐ Video of the Record	☐ Photograph of the Athlete	☐ Press Cuttings

RECOMMENDATION BY MEMBER FEDERATION

The undersigned Member Federation hereby certifies that it is satisfied with the accuracy of this application and recommends it for acceptance:

Member Federation:	Japan Association of Athletics Federations
President or CEO: (Name)	Hiroshi Yokokawa
Signature:	

WORLD ATHLETICS APPROVAL

President	Date	CEO

上位大会出場枠の最終順位に同順位が いた場合の決定試技の記録公認について

これまで上位大会進出者を決める競技会において、出場人数に制限があるために主催者の判断で最終枠の進出者を決める試技が行われることがあった。その場合の記録の公認については、別競技会として申請することで公認記録として認めてきた。しかし、これにはルールに定められた実施方法はなく、1位決定のジャンプオフによる方法で行われることがあった。そこで、正式なルールとして「国内」ルールを定め、TR26.9.5の次に下記の文章を追加することとした。

[国内] 上位大会出場枠の最終順位に同順位の競技者がいた場合、その進出者の決定には1位決定のジャンプオフ方式を適用することができる。

これにより、ルールとして定められた方法で行われた試技の記録について、公認記録と認める方法が明確となった。ただし、必ず行わなければならないということではない。抽選、くじ引きなども進出者を決定する方法である。

また、この進出者決定のためのジャンプオフ方式を用いる場合の注意点があるので、以下に記載する。

- ・競技注意事項等に上位大会出場枠の最終順位に同順位がいた場合の決定方法を明記する。
- ・実施された記録はそのまま報告する。

[ジャンプオフ方式で実施したもの]

[記録用紙は本競技とは別紙とする]

- ・WRK対象競技会申請については、記録ポイントはカウントされ、順位ポイントはつかない。
- ・本大会の順位には反映しない。
- ・これまで「別競技会」として競技会申請するように依頼していたが、上位大会進出者を決定するための「別ラウンド」または「追加試技」として本大会と一緒に公認申請することができる。
- ・競技の名称については、例：「関東大会進出者決定」のようにする。 ※「6位決定戦」等とはしない。